第３期群馬県教育振興基本計画策定懇談会

【学びのセーフティーネット部会】　意見概要

資料１関連

|  |  |
| --- | --- |
| 発言箇所 | 意見要旨 |
| 取組３、  柱11 | 「特別“の”支援を必要とする～」となっているが、今までは「特別“な”支援」としていたように思う。「な」ではなく「の」とした理由は。  （特別支援教育課）  文部科学省は、新学習指導要領の中で「特別の支援」という表現を用いているため、それに則ったものである。 |

資料２関連

|  |  |
| --- | --- |
| 発言箇所 | 意見要旨 |
| 取組３  (P.2～3) | 各企業においても障害者雇用率が定められており、弊社においても受入をしているが、車いすで入れるところが限られているため、設備を整えないといけない。そうなると企業の「設備投資」ということになるので、「教育」とどう結びつけて考えたらいいか難しいと感じる。取組自体はいいことだと思うので、是非充実していただきたい。 |
| 職業体験はすごく良い取組だと思う。自分も、桐生高校で高校生に向けて働くことについての講演をしたことがあるが、高校生が自分の状況に当てはめて、部活に例えて考えてくれた。こういった機会が広がっていくといいと思った。 |
| 子どもの「自立」を考えたときに、就労というのは大きなカギとなる。受け入れる企業にも、子どもの特性を学んでいただけるとありがたい。障害のある子どもたちは、できないことも多いが、できることに目を向けてほしい。できることに関しては、むしろ私たちよりも一生懸命、集中してずっとできるということもある。そういったプラスの面に目を向け、取組３の２つめの○のところを推進していただきたい。 |
| 桐生地域には、渡良瀬特別支援学校とあさひ特別支援学校があるが、企業との関わりを先生だけに任せるのではなくて、もっと保護者も結びついたら良いと思うことがある。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 柱４（P.9） | 【現状と課題】の高等学校の部分の３行目に「自己指導能力」という文言があるが、これは現行の中学校学習指導要領の総則にある文言で、中学校にも当てはまるのではないかと思う。小・中学校の部分にも盛り込んでいただければと思う。  （義務教育課）  小・中学校の部分の記述については、「学力」に焦点を当てているため、「学びに向かう力」という観点からの記述について、高校教育課と共に考えていきたい。 |
| 柱４（P.9） | 【取組の方向】の２行目、「ぐんま方式」は初めて見た人には分からないと思う。どこかに解説があると良い。  （総務課）  御指摘のとおり、いきなりこの用語を見ても分かりづらい。初めて見た人にも分かるように、説明の方法については検討したい。 |
| 柱４  取組８･９  (P.9～10) | 基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに学びに向かう力を育むというところで、特に、取組９については、現場でも永遠の課題として取り組んでいる。しっかりと計画に位置づけていただき、ありがたい。学習にしても生活にしても、きちんとした習慣をつけるということが本当に大切なことだと思っている。 |
| 柱４の指標  （P.11） | 指標５つめについて、「主体的～学びの視点に立った授業改善を実施している教員の割合」が70％以上・・・とあるが、これはどういうものか。  （教育次長（指導担当））  「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業というのは、一方的に講義するようなものではなくて、アクティブラーニング。たとえば、１つのテーマを与えて生徒同士で議論させ、グループの意見をまとめ、発表させるというようなもの。そういった授業を行った時間数なのか回数なのか、その辺はこれから詰めることになるが、授業改善をしている教員の割合を把握するものである。 |
| 取組13･14  （P.17） | ボランティア活動等、良いことだと思う。自分が子どもの頃はなかった。  取組14で道徳の話があるが、自分が子どもの頃は、【現状と課題】にあるように、教材を読んでどう思ったかという授業だったように思う。そこから脱却するということで、少し心配しているのが、教科として評価をするということで、「こういう考えが正しい」というものがあって、それから外れたら評価が悪くなってしまうのか、ということ。勉強不足だったら申し訳ない。  （義務教育課）  道徳の評価は、５段階で評価するということではなくて、記述で行う。どう評価するかと言うと、今まで１つの見方しかなかった子が、他の人の意見を聞いて違う見方もできるようになったとか、思いやりをどう自分の生活の中で具現化するかといった意欲が高まったとか、そういうものを評価する。中学３年生では、尊厳死など、色々な考えがあるような難しいテーマも扱っている。 |
| 柱６  （P.16） | 【現状と課題】に「青少年を取り巻く課題」、「直接的な体験が大変重要で不可欠」とあるが、これがどういうものなのか、P.22柱８のように、事例があるとわかりやすい。  （総務課）  第２期の計画にある記述をそのまま引用してしまった。今後検討したい。 |
| 柱6･7の指標（P.18、21） | 「人権意識を高めるための研修を実施した学校の割合」と「いじめ問題に関する校内研修会を実施した学校の割合」について、100％であってもいいと思うのだが、現状値がなぜこんなに低いのか。  （義務教育課）  校内研修というと、学校にいる全ての先生を集めて、まとまった時間を取って、講師を呼んで研修を受けるということをイメージする。そういうものをやっているかと問うと割合が低くなってしまうのだが、もちろん何もやっていないということではなくて、職員会議等で子どもたちの様子を共有したり、いじめの問題について話し合ったりということはどの学校もしている。校内研修についての認識が統一されておらず、今後の意識改革が必要と考えている。 |
| 柱7  (P.19～20)  柱7  (P.19～20) | 【現状と課題】の下から５行目に、いじめの解消について「最低３ヶ月は～」という記述がある。保護者との関係を深めながら、進めていただけたらと思う。 |
| いじめの１つの事例として、いじめられている子をかばったら今度はその子がターゲットになってしまったというケースがある。その子は、「いじめは良くない」、とクラスの皆に言ったらしいのだが、周りがすごく冷ややかで、「何を言ってるの？」といった反応だったようだ。今の子はすごく冷めている面があり、面倒なことには関わりたくないとか、出る杭は打たれるような傾向がある。根本的な部分を何とかしないと、いつまでも終わらない問題である。そういう意味では、教科化した道徳を活用し、自他を大切にする心が育まれていくことに期待している。 |
| 子どもたちを見ていると、現実の仮想の世界の区別がついていないように思う。現実で何かあると仮想の世界に逃げてしまったりする。 |
| 柱7の指標  (P.21) | 指標については、「～をした学校の割合」というものではなくて、いじめの件数にしたらどうか。例えば、県警でも交通事故の件数を公表していて、県民の関心が高いところでもある。  （義務教育課）  いじめの認知については、今までは加害性（悪口、無視、暴力など）でいじめかどうかを判断していたが、今は被害性（された側が心身に苦痛を感じたかどうか）で判断している。１日に何時間も同じ空間で一緒にいたら、ぶつかることもあるし、心身に苦痛を感じることがある方が普通だというような考えもあって、いじめゼロと回答すると、把握できていないだけなのではないかと言われてしまう傾向にある。そういったこともあって、いじめの認知件数は年々増加している。増加していることについては、学校がよく把握している表れだと捉えているが、多ければいいかというとそうではないし、件数を少なくすることを目標にすると、些細なことはカウントしないようなことが起こりうるので、いじめの認知件数を目標にするということはあまり現実的でないように思う。 |
| 柱7  (P.19～20) | いじめを未然に防ぐことにも力を入れるべきである。子どもたちは、何かあったときに周りに相談することは、弱い人間がすることだと思っている。そうではない、ということをしっかりと教えてほしい。教員が無意識的に同調圧力をかけている可能性もある。指導力を向上させてほしい。 |
| 柱８  （P.22） | 全県的に実施している小・中学生の運動器検診の結果を体力向上に役立てることを本文に盛り込んで頂きたい。 |
| 取組21、指標  （P.25） | アナフィラキシーへの対応が課題である。学校で初めて発症する子もいる。指導票の提出率を上げることを指標に加えていただきたい。 |
| 取組20  （P.24） | 健康な体づくりということで、食に携わる者として、アレルギーがある子もない子も皆が楽しく食べられるように願っている。大人が誘導してあげることが大切である。 |
| 柱11  （P.30） | 特別の支援を必要とする児童生徒というのは、どこまで含まれるのか。不登校は含まれるか。  （特別支援教育課）  現在、すべての学校において特別の支援を提供することとなっている。特別支援学校は障害のある子どもが通っているが、通常の学校の特別支援学級にも障害のある子どもが通っていたり、あるいは、通常の学級にも発達障害の子が通っていることがあるため。  （義務教育課）  「不登校の子ども＝特別の支援を必要とする児童生徒」か、ということについては必ずしもそうではない。発達障害等があって学校になじめずに足が遠のいてしまう子もいるが、家庭の事情で不登校になる子もおり、そういう子については、ここで言う「特別の支援を必要とする児童生徒」には当たらない。  （委員）  自分の農園で、職場体験を受け入れている。小・中・高・特支から受け入れて、学年や障害のあるなしに関係なく混ぜて体験させていると、上級生が下級生の面倒をみたり、障害のある子に目配りをしたりということができてきて、面白いなと思う。以前、職場体験中に障害のある子が急に「ブーン！ブーン！」と大きな声を出した。すると、その子に付いていた子が、「止める言葉知っています」と言った。一緒にいると分かってくるし、ちゃんと守ろうとする。こういった体験が重要なのだと思う。分けてしまうと壁を作る。  （部会長）  指標（P.31）にもあるとおり、居住地交流の実施率を高めることが大切ということか。  （委員）  そういうことである。これからも、自分のところでどんどんやっていく。畑のど真ん中で大きな声を出しても構わないので。何か言ってくる人がいても、子どもを守る。 |
| 柱13  (P.36～38） | （柱１３　安全・安心な教育環境を確保する）この柱には様々な課題があるので、柱を増やしても良いのではないかと思う。 |
| 〃 | 子どもの貧困の部分で、経済的な貧困だけでなく社会的な貧困も取り上げていただきありがたく思う。学校現場にいて、親が親としての役割を果たしていないような家庭も見ている。心の貧困を抱えながらも、非行に走らずに一生懸命毎日を生きている子が本当に多いので、学校としても支援をしていきたいが、家庭と学校だけでは解決できないケースが増えてきている。医療につなげる、福祉につなげる、という取組が必要になってきている。 |
| 柱13の指標  （P.39） | （柱１３　安全・安心な教育環境を確保する）指標について検討ということだが、１つだけか。  （総務課）  現状と課題等をふまえ、検討していきたい。課題が多岐に渡るため、指標が１つということはないと思う。 |
| 柱13  （P.36） | 通学路のブロック塀について、前橋市が調査したが、「危ない所があります」までだった。調査には、保護者も入れてほしい。 |
| 柱14  （P.40） | 学校は災害が起きた場合の避難場所になっているが、夜間や休日等、学校が閉まっているときの責任はどこにあるのか。子どもが学童に通っているが、学童に責任があるのか学校に責任があるのかよく分かっていない。  （健康体育課、委員、教育長）  学童か学校か、明確な規定は承知していない。  自治体によって異なるが、災害の種類や規模によって、必ずしも学校ではなく、公民館が避難場所になっていることもある。学校が避難場所となっている場合には、学校が閉まっているときでも校長等が駆けつけるほか、市町村の行政の担当者が来ることになっている。  なお、災害時の対応は市町村の首長部局が担当となっており、教育委員会としては、避難所の提供等について、協力する立場である。 |
| 柱14  （P.40） | 【現状と課題】の下から４行目に「平成24年度の本県における～」という記述があるが、情報が古いため更新していただきたい。 |